

クラークシュピーゲル研究序説

永 田 千 晶^{*}

- I はじめに
- II 概要
- III クラークシュピーゲルの諸版に関して
- IV むすびにかえて

I はじめに

本論文は、中世末期から近世初頭のドイツで普及した法律文献の一つである『クラークシュピーゲル (*Klagspiegel*)』に関して、ドイツにおける最新の研究成果を踏まえ、現存する諸版の情報を整理するものである¹⁾。クラークシュピーゲルは、1425年に無名の都市書記²⁾によって著され、1516年には、風刺詩『阿呆船』(1494年)の著者として知られる著名な人文主義者ゼバスティアン・ブラント (Sebastian Brant, 1457/58-1521)³⁾によって編集・刊行された。『訴訟鑑』

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第15巻第1号2016年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 筆者は、すでにクラークシュピーゲルの刑法部における故意・過失・未遂について、小稿(『『クラークシュピーゲル (*Klagspiegel*)』にみる刑法「総論」——中近世ドイツ刑事法史の観点から——』『人文社会科学研究所研究紀要』(岩手大学)24号、2015年)を発表した。本論文は、今後さらに包括的な研究を展開するための準備作業である。
- 2) クラークシュピーゲルの著者が無名の都市書記コンラート・ハイデン (Conrad Heyden, 1385?-1444)であることは、近年 Deutsch, Andreas: *Der Klagspiegel und sein Autor Conrad Heyden*, Köln 2004, S. 123f., 129によって漸く確認された。
- 3) ブラントについては、村上裕「目隠しされた正義の女神」森征一・岩谷十郎編『法と正義のイコノロジー』慶應義塾大学出版会、1997年所収を参照。なお、ブラントを含む近世初期ドイツの人文主義については、新井皓士『近世ドイツ言語文化史——「祖国」と「母語」が意識されゆくころ』近代文芸社、1994年を参照。

とも呼ばれるこの著作は、「ローマ法についての知識の普及を目的とする通俗的文献」⁴⁾、あるいは「普通法についての、いわゆる民衆向け著作で〔中略〕学識法の意味を簡略化して、実用面に供する」(〔 〕内は筆者による、以下同じ)⁵⁾文献の一つとして挙げられることが多い。また、「法書 (Rechtsbuch)」⁶⁾に分類されることもある。

しかしながら、我が国の西洋法制史学においては、クラークシュピーゲルの詳細にまで立ち入った研究はほとんどなされていない。それゆえ、名前こそ知られているにもかかわらず、現状ではその実像の大部分は未だ謎に包まれている。したがって、本論文ではまず、この『クラークシュピーゲル』という文献の特徴(Ⅱ-1)や研究史(Ⅱ-2)を概観するとともに、同時代の法律文献でかつクラークシュピーゲルと並列して扱われることの多い『ライエンシュピーゲル (*Laienspiegel*)』(1509年)との関係にも触れておきたい(Ⅱ-3)。

また、クラークシュピーゲルの版は、一般に、1425年に成立したとされる当初の版と1516年にブラントが再刊行した版との2つに大別される。しかしながら、ゼバスティアン・ブラントが関与する1516年以前にも、のみならず1516年以降にも、クラークシュピーゲルは出版地や題名を異にして刊行されているため、この二分類は粗雑なものだと言わざるをえない。また、ブラントによる再刊行までに活版印刷術の発明がなされており、この文献には手写本形式のものと印刷本形式のものと両方が存在している、という点も見落としてはならないだろう。

以上のことを考慮し、本論文では、手写本(Ⅲ-1)と印刷本(Ⅲ-2)に分けた

4) H. ミッタイス、H. リーベリッヒ／世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社、1971年、450頁。

5) G. ケブラー／田山輝明監訳『ドイツ法史』成文堂、1999年、205頁より抜粋。

6) 「法書 (Rechtsbuch)」とは、主に12～13世紀のヨーロッパにおいてみられる法源の一つである。通説的定義によれば、法知識を有する私人が、自らの地方の慣習について私的な名義で編纂した法の記録だとされている(勝田有恒・森征一・山内進編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年、93～94頁、久保正幡・石川武・直井淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』創文社、1977年、383頁、『西洋法制史料選 Ⅱ 中世』創文社、1978年、188頁、ミッタイス(前掲注4)、413～414頁)。この定義自体にも異論の余地はあるものの、本論文では扱わない。いずれにせよ、クラークシュピーゲルに関していえば、後述するように慣習法ではなくローマ法を内容とする文献であるため、通説的定義に則ったとしても「法書」とは言い難い。

うえて、クラークシュピーゲルの諸版の情報、とりわけ題名、成立年／出版年といった外形的な情報の整理を行う。なお、印刷本に関しては、1516年より前に刊行されたもの（Ⅲ-2-(1)）、1516年から1560年までに刊行されたもの（Ⅲ-2-(2)）、および17世紀に刊行されたもの（Ⅲ-2-(3)）の間には大きな差異がみられるため、項を分けて扱う。クラークシュピーゲルの外形ではなく内容において、それぞれの版にどの程度差異が見受けられるかに関しては、今後の課題としたい。

Ⅱ 概要

Ⅰ クラークシュピーゲルの概要

クラークシュピーゲルは、ドイツ語で著されたローマ法についての詳細な解説書のうち最古のもので、1425年頃にシュヴェービッシュ・ハルの都市書記コンラート・ハイデンの手によって著され、その後、人文主義者にして法学者・実務法曹であったゼバスティアン・ブラントによって、1516年にシュトラースブルクで刊行し直された。この再刊行に際して、ブラントは見返し（Vorsatzblatt）、序文および結語を付した⁷⁾。

クラークシュピーゲルのうち16世紀までに登場した版は2つの部で構成され、第一部では民事法を、第二部では刑事法を扱っている。典拠となった文献は、「学説彙纂（*Digesta sive Pandectae*）」（533年）、「勅法彙纂（*Codex*）」（534年）、およびデュランティス（*Durantis*, 1237-1296）の『法廷鑑（*Speculum iudiciale*）』（1271年）などである⁸⁾。

クラークシュピーゲルは、法学の知識を普及させることを刊行の目的としていたと考えられている。とはいえ、当時の学術語であったラテン語ではなくドイツ語でこそ著されてはいたものの、読者として想定されていたのは一般の人々では

7) Deutsch, Andreas: Art. Klagspiegel, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte [HRG], hrsg. v. Albrecht Cordes/Heiner Lück, 16. Lfg., 2., völlig überarbeitete und erw. Aufl., Berlin 2012, Sp. 1865; Welzel, Elisabeth: Die Vorreden und Schlußrede Sebastian Brants, in: *Sebastian Brant, der richterliche Klagspiegel, Eine Untersuchung*, Limburg a. d. Lahn 1993, S. 132.

8) Köbler, Gerhard: *Lexikon der europäischen Rechtsgeschichte*, München 1997, S. 289.

なかった⁹⁾。クラークシュピーゲルは寧ろ、旧来から法実務へ携わっていた者たち、すなわちローマ法学の教育を受けていない裁判官、判決人および代言人へと向けられた著作であった¹⁰⁾。彼らが職務を行う上で必要なローマ法の知識を伝達することこそが、クラークシュピーゲルの目指すところであった。

また、この著作は「バンベルク刑事裁判令 (Constitutio Criminalis Bambergensis)」(1507年)、間接的には「カロリーナ刑事法典 (Constitutio Criminalis Carolina)」(1532年)に影響を与えたといわれており¹¹⁾、中近世のドイツ刑事法史において無視することのできない意義を有する著作だといえるだろう。

2 研究史

ここでは、Andreas Deutschによる整理¹²⁾を拠り所としながら、クラークシュピーゲルの研究史を辿ることにしよう。

まず、Julius Friedrich Malblank¹³⁾が1783年に提示した、裁判官に向けた手引書として役立つ著作ではないとの見解によって、学問上でのクラークシュピーゲルに対する低い評価が数十年にわたって固定化されることとなった。Georg Wolfgang Panzer (1788年)¹⁴⁾、Friedrich August Biener (1827年)¹⁵⁾、Gustav Ludwig Theodor Marezoll (1842年)¹⁶⁾らの見解は、この流れに沿うものであった。四者に共通していたのは、クラークシュピーゲルがゼバスティアン・ブラントの作であるとの誤解である¹⁷⁾。

9) 当時の人々の識字率の低さを考慮すれば、無理からぬことだろう。

10) F. ヴィーアッカー／鈴木祿弥訳『近世私法史——特にドイツにおける発展を顧慮して——』創文社、1974年、176頁。

11) Deutsch (Fn. 7), Sp. 1868f.

12) Deutsch (Fn. 2), S. 5-8.

13) Malblank, Geschichte der Peinlichen Gerichtsordnung von Kaiser Karl V., Nürnberg 1782, S. 110f.

14) Panzer, Annalen der ältern deutschen Litteratur oder Anzeige und Beschreibung derjenigen Bücher, welche von Erfindung der Buchdruckerkunst bis 1520 in deutscher Sprache gedruckt worden sind, Nürnberg 1788, Nr. 841, S. 390.

15) Biener, Beiträge zu der Geschichte des Inquisitionsprozesses und der Geschworenengerichte, Leipzig 1827, S. 148.

16) Marezoll, Das gemeine deutsche Criminalrecht als Grundlage der neueren deutschen Strafgesetzgebungen, Leipzig 1842, S. 28.

この文献に対する否定的なイメージが徐々に切り崩されるには、Carl Georg von Wächter (1836年)¹⁸⁾、Konrad Eugen Franz Roßhirt (1838年)¹⁹⁾、Heinrich Zoepfl (1842年)²⁰⁾らの登場を待たなければならなかった。さらには、言語学者の Johann Valentin Adrian (1845年)²¹⁾によってプラント著者説が否定されたことが、クラークシュピーゲル研究の転機となった。クラークシュピーゲルが1425年頃にシュヴェービッシュ・ハルで成立したという、その後の法制史の出版物の多数が従うことになる見解を提示したのは、Johann August Roderich von Stintzing (1867年)²²⁾である。

その後、20世紀に入ると、クラークシュピーゲルは学術的な著作では周縁的にしか扱われなくなり、そうした文献も大抵は刑法領域のものであった。また、未だに Malblank による予断が影響しているのか、クラークシュピーゲルは現代の諸研究においても過小評価されることが多い。なお、この著作を包括的に再検討することは19世紀以来待望されていたが、21世紀に入って、Andreas Deutschによって漸く成し遂げられることとなった。

3 ライエンシュピーゲルとの対比

クラークシュピーゲルは、西洋法制史の概説書において、『ライエンシュピー

17) なお、クラークシュピーゲルの著者がプラントではないことは、Johann Oldendorp (16世紀)、von Senckenberg (1765年)、Johann Christoph Koch (1768年)によって既に指摘されており、Malblank や Panzer 自身も、1516年よりも前に刊行された版が存在することを知っていた (Deutsch (Fn. 2), S. 6)。

18) von Wächter, Über die criminalistische Literatur des 16ten Jahrhunderts an sich und in ihrem Verhältnisse zur Carolina, in: Archiv des Criminalrechts, NF, 1836, S. 115-153.

19) Roßhirt, Geschichte und System des deutschen Strafrechts, Bd. 1, Stuttgart 1838, S. 230f.

20) Zoepfl, Beiträge zur Revision der Lehre von der Nothwehr, 2. Teil, in: Archiv des Criminalrechts, NF, 1842, S. 311-339. Zoepfl は、クラークシュピーゲルがドイツにおけるローマ法継受に大いに貢献したことを指摘したのみならず、「バンベルク刑事裁判令」が起草される際に依拠されたことも明らかにした (Deutsch (Fn. 2), S. 7)。

21) Adrian, Der richterliche Klagspiegel und Sebastian Brant, in: Zeitschrift für Civilrecht und Proceß, NF 1 (1845), S. 425ff.

22) Stintzing, Geschichte der populären Literatur des römisch-kanonischen Rechts in Deutschland am Ende des fünfzehnten und im Anfang des sechzehnten Jahrhunderts, Leipzig 1867, S. 387-460.

ゲル (*Laienspiegel*)』と一括して「ローマ法についての知識の普及を目的とする通俗的文獻」²³⁾として解説されることが多い。ライエンシュピーゲルは、1495年にウルリッヒ・テングラー (Ulrich Tengler; 1447?-1511) によって著された法律文獻であり、1509年にはテングラー自身による増補がなされ、彼の友人で1516年版クラークシュピーゲルの編者でもあるゼバスティアン・ブラントの序文が付された²⁴⁾新版が刊行された。なお、ブラントはクラークシュピーゲルの序文において、テングラーとその著作ライエンシュピーゲルを称賛するとともに、これら2つのシュピーゲルを対置させている²⁵⁾。さらには、ブラントは、ライエンシュピーゲルを補うべき第二部として、クラークシュピーゲルを位置付けていたようである²⁶⁾。

ライエンシュピーゲルは3巻からなり、第一巻では裁判制度 (Gerichtsverfassung)、第二巻では私法、第三巻では刑法と刑事訴訟手続とを扱っている²⁷⁾。また、この文獻の典拠として確認されている文獻や著作は、『法廷鑑』(1290年の第2版)、ヨハネス・アンドレアエ (Johannes Andreae)、バルトルス (Bartolus)、ペトルス・デ・フェルラリス (Petrus de Ferrariis)、聖書、アリストテレス、「金印勅書 (die Goldene Bulle)」やその他の帝国法、『シュヴァーベンシュピーゲル (*Schwabenspiegel*)』、『クラークシュピーゲル (*Klagspiegel*)』²⁸⁾、

23) ミッタイス (前掲注4)、450頁。

24) ヴィーアッカー (前掲注10)、177頁。

25) Vgl. Welzel (Fn. 7), S. 135.

26) B. Koehler, Art. Klagspiegel, in: HRG, hrsg. v. Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann, Bd. 2, Berlin 1978, Sp. 855; Reitz, Christine: Die Überlieferungsgeschichte des Richterlichen Clagspiegels, in: *Sebastian Brant, der richterliche Clagspiegel, Eine Untersuchung*, Limburg a. d. Lahn 1993, S. 25. 一橋大学社会科学古典資料センターには、クラークシュピーゲルと合本になった1527年シュトラースブルク版ライエンシュピーゲルが所蔵 (Gierke R. 345) されているが、合本の順序はブラントの構想通りライエンシュピーゲルが先、クラークシュピーゲルが後となっている。

27) Köbler (Fn. 8), S. 316; B. Koehler, Art. Laienspiegel, in: HRG, hrsg. v. Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann, Bd. 2, Berlin 1978, Sp. 1358.

28) ライエンシュピーゲルは、私法と刑事法のいずれに関しても、あらゆる箇所ですべてクラークシュピーゲルに依拠したとされる (Koehler (Fn. 26), Sp. 857)。なお、ライエンシュピーゲルとクラークシュピーゲルとの刊行年の前後関係を考慮すれば、ライエンシュピーゲルが依拠しているのは1425年版のクラークシュピーゲルだと考えられる。

『魔女の槌 (*Hexenhammer; Malleus maleficarum*)』(1487年)、「バンベルク刑事裁判令」²⁹⁾(1507年)など³⁰⁾、多岐にわたる。言い換えれば、ライエンシュピーゲルはローマ法、ゲルマン法、および教会法のいずれからも影響を受けた文献であるといえる。

クラークシュピーゲルとの共通点としては、まず、両者とも私法、刑法、および訴訟法を内容としている点が挙げられる³¹⁾。また、ライエンシュピーゲルも1516年版クラークシュピーゲルも、法学の知識の普及を目的としていた。一方で、相違点として挙げられうるのは、それぞれが典拠とした文献の系統である。上述したように、ライエンシュピーゲルはゲルマン-ドイツ法系の文献も典拠として用いている。しかしながら、クラークシュピーゲルはそれを用いておらず、専らローマ法やカノン法の文献に依拠しているためである。そのため、同時代に現れたこれら2つの著作は、同じ目的を有しつつも内容的には相互に補い合うものであった。

このように、ライエンシュピーゲルとクラークシュピーゲルは、交友のある著者・編者の手で、継受期のドイツに法学の知識を普及させるという同じ目的のもとで刊行されたのみならず、相補的な内容を有していた。すなわち、近世ドイツ法史において、両者は極めて密接な関係にあった文献だといえるだろう。

Ⅲ クラークシュピーゲルの諸版に関して

1 手写本

クラークシュピーゲルは、印刷術が発明される以前より、多数の手写本によって普及したといわれている³²⁾。しかしながら、それらのうち現代に伝わって

29) この法典がライエンシュピーゲルの典拠となったのは、1509年の新版からであろう。

30) Köbler (Fn. 8), S. 316.

31) ミッタイス (前掲注 4)、455 頁。

32) Reitz (Fn. 26), S. 21. 同頁では、こうした多数の手写本が生み出されるに伴って、劣化や歪曲も生じたとの記述もなされている。なお、Reitz のいう「劣化」ないし「歪曲」は、文献の葉の移動 (Blattversetzungen) や欄外における追加の書き込みを指すようである (Reitz (Fn. 26), S. 27)。

るものは、「バンベルクのレジスター (Bamberger Register)」および「ドナウエッシンゲン本 (Donaueschinger Handschrift)」の2つのみである。なお、これらはいずれも後世の呼び名であって、もともと題名は付されていない³³⁾。

まず、2つの手写本のうち「バンベルクのレジスター」は、クラークシュピーゲルの現存する最古の断片である³⁴⁾。この手写本が独立した作品ではなく断片として扱われるのは、シュバルテ (段組) を改めることすらせずに他の本に続けて書かれていることに加え、本来ならば続きにあるはずの本体が失われているためである³⁵⁾。「バンベルクのレジスター」では、クラークシュピーゲルとの関わりこそ明記されていないが、見出しの項目名のみならず順序に関しても、印刷本クラークシュピーゲルのレジスター³⁶⁾との一致が見られるという。他方で、現存する他の印刷本のレジスターと異なる点が散見されるともいわれる。例えば、15世紀から16世紀の印刷本のレジスターでは 'De usufructu' という同じ内容の Titel が重複して2度印刷されているが、「バンベルクのレジスター」ではその重複がみられない³⁷⁾。そのため、この手写本は現存する最古の印刷本よりも数年前のものだと推測され³⁸⁾、また、もはや現存していない他の手写本がこのレジスターの原本であると考えられている³⁹⁾。とはいえ、「バンベルクのレジスター」の構造や内容自体は、全体としてみれば他の版と一致しているため、クラークシュピーゲル関連の文献としては現存する最古のものであることに異論の余地がない。

次に挙げる「ドナウエッシンゲン本」は、クラークシュピーゲルの手写本の中では唯一、欠落のない状態で現存しており、Reitz によれば、「大変に美しく、読みやすく書かれている (sehr schön und leserlich geschrieben)」⁴⁰⁾。用いられ

33) Reitz (Fn. 26), S. 21.

34) Deutsch (Fn. 2), S. 9; Deutsch (Fn. 7), Sp. 1865.

35) Deutsch (Fn. 2), S. 10.

36) 'Register' は「記録簿、索引、目録」などと訳しうる単語である。おそらくこの「レジスター」は索引ないし目次に近いものであると思われるが、ここでは訳語をあてていない。

37) Deutsch (Fn. 2), S. 10.

38) Deutsch (Fn. 2), S. 10.

39) Reitz (Fn. 26), S. 26.

40) Reitz (Fn. 26), S. 26.

ている書体から、この手写本の成立時期は15世紀末だと推測される⁴¹⁾。すなわち、上述した「バンベルクのレジスター」よりもかなり後に成立したものである。この「ドナウエッシンゲン本」は、些細な書き間違いが印刷初版本にある印刷ミスと一致しており、初版本と同様に題名・著者名の表記が存在しないなど、初版本と同じ特徴がみられる⁴²⁾。このことから、「ドナウエッシンゲン本」は、クラークシュピーゲルの印刷初版本を原本として作成された手写本だと考えられている⁴³⁾。なお、「ドナウエッシンゲン本」が成立した時代には印刷がまだ高価であったため、費用を節約するために印刷本を手で書き写して複製することがしばしばあった⁴⁴⁾。

クラークシュピーゲルの手写本のうち、「バンベルクのレジスター」は本文を欠いたレジスターの部分しか現存せず、他方、「ドナウエッシンゲン本」は印刷初版本とほぼ同一の内容を有している。これらのことを考慮すれば、クラークシュピーゲルという文献の特徴や意義を明らかにするうえでは、2つの手写本はさして重要なものとはいえないだろう。

2 印刷本

クラークシュピーゲルの印刷本は、15世紀末から17世紀初頭までの1世紀以上にわたって繰り返し刊行されていたが、その大部分は1516年から1560年にかけて出版されたものである⁴⁵⁾。そのためここでは、(1)1516年より前、(2)1516年から1560年まで、(3)17世紀の3つの時期に分けて述べることにしたい。

(1) 1516年より前の印刷本

クラークシュピーゲルの印刷本のうち、1516年より前に刊行されたものは5つが現存する。では、これらの版の出版年、出版地、そして題名はどのようになっているのだろうか。なお、ここでは便宜上、これらの版を刊行年順に第2版、

41) Deutsch (Fn. 2), S. 10; Reitz (Fn. 26), S. 26.

42) Deutsch (Fn. 2), S. 10f.

43) Deutsch (Fn. 2), S. 11, Fn. 58; Reitz (Fn. 26), S. 26.

44) Reitz (Fn. 26), S. 26.

45) Deutsch (Fn. 2), S. 9.

第3版……と呼ぶこととする。

クラークシュピーゲルの印刷初版本は、劣化や歪曲のある粗悪な手写本を原本として刊行されたと推測されている⁴⁶⁾。二段組みの文は不揃いであり、用いられている活字は極端に古めかしくひどく丸みを帯びた形であるという⁴⁷⁾。初版本の出版年が1470年代半ばだとされているのは、当時は法学の著作の印刷が活発になされていたためである⁴⁸⁾。また、近年の目録では、マインツに1475年以降に存在した印刷所である Drucker der Prognosticatio の印刷物として分類されているようである⁴⁹⁾。題名に関していえば、この初版本にはタイトルが付されていない。のみならず、葉数 (Blattzahlen)⁵⁰⁾や要語 (Custoden)⁵¹⁾、出版日もみられないようである⁵²⁾。

第2版は、1480年頃か1490年頃に刊行され、シュトラースブルクが出版地となっている⁵³⁾。無題であった初版本とは異なり、この版には『聖俗の法から引き出され、新たにドイツ語化された法書 (*Ein new geteutsch Rechtbuch gezogen auß geystlichen und weltlichen rechten*)』⁵⁴⁾との題名が付された。

続いて登場した第3版は、1493年頃にシュトラースブルクの Johann Prüss で出版されたと考えられている⁵⁵⁾。題名は『聖俗の法から引き出された、訴訟、抗弁、および宣告された判決 (*Clag. antvuort und außgesprochne urteyl gezogen*

46) 粗悪な手写本に由来する劣化や歪曲は、その後の印刷本にも引き継がれた。のみならず、プラントが編纂にあたった1516年以降の版でさえも、特には手を加えられなかったといわれている (Reitz (Fn. 26), S. 21, 27)。

47) Deutsch (Fn. 2), S. 11.

48) Deutsch (Fn. 2), S. 12.

49) Hertrich, Bayerische Staatsbibliothek—Inkunabelkatalog, Bd. 3, K-30; Sajó/Soltész, Catalogus Incunabulorum Hungariae, Nr. 2012 (Vgl. Deutsch (Fn. 2), S. 12, Fn. 66).

50) おそらくは、本文中の各見開き右上にあるローマ数字が、ここでの葉数 (Blattzahlen) であろう。

51) 要語 (Custoden) とは、各ページ下部の欄外右端に印刷された、次頁の最初の語のことである。

52) Deutsch (Fn. 2), S. 11; Reitz (Fn. 26), S. 27.

53) Deutsch (Fn. 2), S. 12.

54) Deutsch (Fn. 2), S. 12. クラークシュピーゲルは、ローマ法やカノン法の諸文献に依拠して著された。このことを考慮すれば、第2版で付された題名は、クラークシュピーゲルの内実を簡潔に言い表したものであるように思われる。

55) Deutsch (Fn. 2), S. 12.

uß geystlichen und vuelltlichen rechten)』⁵⁶⁾というものであった。

第4版は1497年に、そして第5版は1500年に、Hans Schönspergerによってアウクスブルクで刊行された⁵⁷⁾。これら2つの版の題名は、『聖俗の法から引き出された、訴訟、応答および宣告された判決。それによって、あらゆる者——原告であれ、被告であれ、裁判官であれ——が不当な行為に用心することができるように (*Clag antwurt und aussgesprochne urteyl gezogen auss geystlichen und weltlichen rechten/dadurch sich eyn yeder er sey clager, antwurter oder richter vor unrechter that, handlung und fürnemen hüten mag*)』⁵⁸⁾という、第3版のそれに類似したものであった。つまり、第3版から第5版までの題名では、‘Clag’という語句が共通して用いられていることがわかる。また、第4版および第5版にみられる大きな特徴としては、本文中で著者の用いた具体例にある人名・都市名が、‘N.’という表記で置き換えられている点が挙げられる⁵⁹⁾。

初版本に関しては不明な点が多いものの、印刷本クラークシュピーゲルの第5版までの特徴をここで大まかにまとめておこう。まず、これら5つの版は、1470年半ばから1500年にかけて、マインツ、シュトラースブルクないしアウクスブルクで刊行されたものである。また、題名に関していえば、初版本の段階では、クラークシュピーゲルは無題であった⁶⁰⁾。その後、第2版以降では題名に若干の変化がみられたが、この文献の名称として現在用いられているタイトルとは異なっている。つまり、ゼバスティアン・ブラントによって1516年に刊行し直される前には、手写本と印刷本とのいずれにおいても、『クラークシュピーゲル (*Klagspiegel*)』とのタイトルはまだ付されていなかったことがわかる。

(2) 1516年から1560年までの印刷本

56) Deutsch (Fn. 2), S. 12.

57) Deutsch (Fn. 2), S. 12f.

58) Deutsch (Fn. 2), S. 12f.

59) Deutsch (Fn. 2), S. 13. この点においては、クラークシュピーゲルを「書式集」に分類したF. ヴィーアッカー（(前掲注10)、176頁）の見解は、妥当なものであるといえる。

60) このように、クラークシュピーゲルの題名は、手写本にも印刷本の初版にも見受けられないものである。そのため、遡ってシュヴェービッシュ・ハルで著された時点でも、この文献は題名を有していなかったと考えられる（Vgl. Reitz (Fn. 26), S. 21）。

ゼバスティアン・ブランドが関与して以降のクラークシュピーゲルには、印刷本のみが現存している。Deutsch によれば⁶¹⁾、16の版がそれにあたり、出版地別ではシュトラースブルクで13、ハーゲナウで2、ニュルンベルクで1の版が刊行された。

ブランドが関与して初の版となったのは、第6版のクラークシュピーゲルである。この版は、Matthis Hüpfuff によって、1516年にシュトラースブルクで刊行された。題名に関していえば、第6版に付されたタイトルは次のようなものであった⁶²⁾。

『裁判官のクラークシュピーゲル。あらゆる訴訟や弁護、および宣告されるはずの判決が、法秩序に基づけばどのように書かれ言葉で表現されるべきか、ということに資する手引書である。聖俗の法から引き出され……ゼバスティアン・ブランド博士によって改訂され、改めて部分的に修正された』

„Der Richterlich Clagspiegel. Ein nutzbarlicher begriff: wie man setzē vñ formierē sol nach ordenūg der rechtē ein yede clag, antwort vñ ußgesprechene urteylē gezogenē uß geistlichē vñ weltlichen rechtē... Durch doctorem Sebastianum Brandt wider durchsichtiget vnnd zum teyl gebessert.“

ここで注目すべき点は、第一に、1516年より前に刊行された諸版とは異なり、第6版の題名の冒頭に‘Clagspiegel’という語が見受けられること、第二には、ブランドが修正を行った旨が題名に明記されていることである。彼によって書かれた見返し裏頁の記述によれば、この題名はブランド自身が付したもののようである。従来の版と比較すると、第6版でなされた改訂はあまり本質的なものではなかったといわれている⁶³⁾。しかしながら、この新たな題名が付されたことで、そして著名な人文主義者ブランドの名声も加わったことで、クラークシュピーゲ

61) Deutsch (Fn. 2), S. 13f.

62) ここで挙げた第6版クラークシュピーゲルの題名は、Reitz (Fn. 26), S. 27より引用し、試訳を付したものである。……による省略はReitzに由来するものであり、筆者によるものではない。

63) Deutsch (Fn. 2), S. 13.

ルは「ベストセラーへと成長した (Zum eigentlichen „Bestseller“ entwickelte)」⁶⁴⁾。

第7版以降の印刷本の出版年と出版地については、Reitz と Deutsch には意見の相違がみられる。Reitz によれば⁶⁵⁾、第6版の後に刊行された印刷本は9つである。Reitz が挙げている限りでは⁶⁶⁾、第7版以降のタイトルは第6版とほとんど違いがなく、‘Clagspiegel’ というキーワードも受け継がれたようである。これらのうち、第7版は1518年に、第8版は1521年にシュトラースブルクで刊行されている。第9版はハーゲナウで1529年に出版された。第10版以降はシュトラースブルクが出版地となっている。出版年はそれぞれ、第10版と第11版が1533年、第12版が1536年、第13版は1538年⁶⁷⁾、第14版は1542年、そして第15版が1555年⁶⁸⁾である。

これに対して、Deutsch によると⁶⁹⁾、第6版の後には15の印刷本が刊行されたという。15の版の内訳は次のようになっている。まず、シュトラースブルクでは、1560年までに12の版が——詳細を述べれば、1518年、1521年、1529年、1530年、1532年、1533年、1536年、1538年、1542年、1550年、1553年および1560年に——出版された。また、1524年と1529年にはハーゲナウで、1536年にはニュルンベルクにおいても刊行がなされた。このように、Reitz と Deutsch の見解には相違が見られる。

しかしながら、第7版以降はブラントの地元であるシュトラースブルクで刊行されたものがほとんどである点、また、版の数に違いこそあれ、クラークシュピーゲルが多くの版を重ねたという点に関して、両者は一致している。当時の識字率の低さを考慮すれば、十数もの版を有していたクラークシュピーゲルは、大変に好評を博したといっても過言ではないように思われる。

64) Deutsch (Fn. 2), S. 15. Vgl. Deutsch (Fn. 7), Sp. 1865; Welzel (Fn. 7), S. 130.

65) Reitz (Fn. 26), S. 27f.

66) Reitz (Fn. 26), S. 28.

67) 1538年シュトラースブルク版は、一橋大学社会科学古典資料センターに所蔵(貴A: 3579)されている。

68) しかしながら、Reitz は1553年版までの現存する版を列挙する旨も述べている (Reitz (Fn. 26), S. 26) ため、1555年は1553年の誤りである可能性が高い。

69) Deutsch (Fn. 7), Sp. 1865.

(3) 17世紀に刊行された、後期の印刷本

クラークシュピーゲルの再版が繰り返されたのは1560年までであるが、少し間を置いておよそ40年後——具体的には1601年、1611年、および1612年——にも版が重ねられた⁷⁰⁾。これら3つの版は、いずれもフランクフルト・アム・マインで出版されたものである。

まず、16世紀末から17世紀初頭にかけて、フランクフルトの法律家であるゲオルク・ドラウト (Georg Draudt) がクラークシュピーゲルに手を加え、もはやほとんど理解されえなくなっていた15世紀のドイツ語を新高ドイツ語へと改めた。また、第一部として公法の部が付け加えられたことによって、従来の版で第一部であった民事法の部は第二部へ、本来は第二部であった刑事法の部は第三部へと変更された。しかし、いくつかの目次や概要が追加されたこと、公法の部が新たに挿入されたことを除けば、ドラウトによってなされた修正は言語上のものにとどまっているようである⁷¹⁾。

1601年版は、ドラウトによるこの修正本をもとに作成された匿名の新版であり、Nicolaus Bassaeusによって印刷された⁷²⁾。その題名は、『民事法と刑事法の実務の宝庫あるいは倉庫、すなわちドイツ語で復刊された裁判官のクラークシュピーゲル、ここに上級および下級の……全ての裁判所の法が、まず両法博士にしてシュトラースブルク都市書記、誉れ揺るがぬ学識高きゼバスティアン・ブランド氏によって記された。[いまや] 増補されるとともに種々の図表で飾られ、三巻に分たれた (*Thesaurus (seu promptuarium) totius practicae iuris civilis et criminalis. Das ist: Teudtscher Revocirter Richterlicher Klagspiegel: darinnen das gantze ius forense, was so wol an Obern als Untergerichten.../erstlich durch den Ehrenvesten und Hochgelehrten Herrn Sebastianum Brandt beyder Rechten Doctorn, und der Statt Straßburg gewesener Canzlern/beschrieben. —vermehret, wie auch mit unterschiedlichen Tabulis gezieret. In drey Bücher getheilet*)』というものであった。この版は、分量がフォリオ版491頁になったとともに、様々

70) Deutsch (Fn. 2), S. 14-16; Deutsch (Fn. 7), Sp. 1865.

71) Deutsch (Fn. 2), S. 14.

72) Deutsch (Fn. 2), S. 15.

なタイトルページで普及した⁷³⁾。

1611 年版および 1612 年版は、1601 年版から変更をほとんど加えられることなく、Johann Dreuttel によって出版された⁷⁴⁾。時代に合わせて題名こそ改められたものの、「クラークシュピーゲル」や「ゼバスティアン・ブランド」といったフレーズは、これらの版でもそのまま用いられた。すなわち、『裁判の宝庫、すなわち新たな土台の訴訟にして裁判官のクラークシュピーゲル、ここに全ての裁判所の法が……まず両法博士……誉れ揺るがぬ学識高きゼバスティアン・ブランドによって記された…… (*Gerichtliche Schatzkammer/Das ist/Newer Grundtvester Prozeß/unnd Richterlicher Klagspiegel/darinnen das gantze Gerichtliche Recht... Erstlich durch den Ehrnvesten und Hochgelehrten Sebastian Brandt/beyder Rechten Doctorem... beschrieben...*)』⁷⁵⁾である。

IV むすびにかえて

印刷本におけるタイトルの変遷をここまで概観した結果、クラークシュピーゲルが、1516 年に刊行された第 6 版になって初めて、“*Klagspiegel*” (= *Klagspiegel*) と称されるようになったことを確認できた。見返し裏頁におけるゼバスティアン・ブランド自身による記述も考慮すれば、現在知られている『クラークシュピーゲル (*Klagspiegel*)』という題名を付けたのはブランドであると考えてよいだろう。また、15 世紀と 16 世紀では印刷技術の普及の度合いや掛かる費用に差があったことを考慮しても、ブランドがこの著作に関与した 1516 年以降に、それまでよりも圧倒的に多くの版が刊行されたことは注目し得る。17 世紀の諸版の題名もまたブランドにあやかっていたことを加味すれば、クラークシュピーゲルが流布するうえで、編者ブランドは多大な役割を果たしたといえる。

ブランドの知名度を背景としてか、あるいは民衆語であるドイツ語で著された

73) 1601 年版は、タイトルページにバリエーションがあることを反映してか、題名の記載も図書館ごとに異なっている。にもかかわらず、それらが同一の版として扱われるのは、頁数・出版地・版元のいずれもが同じであるためである (Vgl. Deutsch (Fn. 2), S. 15)。

74) Deutsch (Fn. 2), S. 15.

75) Deutsch (Fn. 2), S. 15.

ためか、印刷本クラークシュピーゲルの総数は2万冊超であったと推計される⁷⁶⁾。識字率が低くかつ書物が依然として貴重であった時代にこれほどの普及をみたのであるから、ドイツにおけるローマ法継受に対するこの著作の寄与度は、決して無視できるものではないはずである。

本論文は、Deutschを中心とするクラークシュピーゲルの先行研究の紹介や整理にとどまるものである。しかしながら、ブラント版クラークシュピーゲルが重要であるという既知の知見に関して、検証と根拠の確認とを文献学的な観点から行ったことによって、今後の研究を展開する上での確たる基盤が得られたといえるだろう。

今後の研究において課題となるのは、諸版の内容的な差異にまで踏み込んだ分析を行うこと、ブラントが果たした役割をさらに究明すること、および、典拠となった文献を一つ一つ丹念に検証することである。こうした基礎研究を踏まえた上で、クラークシュピーゲルの特に刑法部分について、ブラントによって補い合う関係にあると位置付けられたライエンシュピーゲルとの比較を行いつつ、バンベルク刑事裁判令・カロリーナ刑事法典への発展も含めて、包括的分析を行うことが、筆者の現在の目標である。その際、一橋大学社会科学古典資料センターが所蔵するライエンシュピーゲルとの合本の詳細な分析は、その最初の足掛かりとなるであろう。

【付表】印刷本クラークシュピーゲル諸版一覧

現存する諸版を1516年より前、1516年から1560年まで、および17世紀の3つの時期に分けて整理した。刊行年が同じ場合には出版地のアルファベット順に版数(No.)を付した。

⁷⁶⁾ Deutsch (Fn. 2), S. 16.

① 1516 年より前の版

No.	題名	刊行年	出版地	版元
1	(タイトルなし)	1470 年代半ば	Mainz	Drucker der Prognosticatio
2	„Ein new geteutsch Rechtbuch, gezogen auß Geystlichen und weltlichen Rechten“	1480 年頃か 1490 年頃	Straßburg	不明
3	„Clag. antvuort und ußgesprochne urteyl gezogen uß geystlichen und veltlichen rechten“	1493 年頃	Straßburg	Johann Prüss
4	„Clag, antwurt und aussgesprochne urteyl gezogen auss geystlichen und weltlichen rechten/dadurch sich eyner yeder er sey clager, antwurter oder richter vor unrechter that, handlung und fürnemen hüten mag“	1497 年	Augsburg	Hans Schönsperger
5	(vgl. 4)	1500 年	Augsburg	Hans Schönsperger

② 1516 年から 1560 年までの版

No.	題名 ⁷⁷⁾	刊行年	出版地	版元
6	„Der Richterlich Clagspiegel. Ein nutzbarlicher begriff: wie man setzē vñ formierē sol nach ordenūg der rechtē ein yede clag, antwort vñ ußgesprechene urteylē gezogen uß geistlichē vñ weltlichen rechtē... Durch doctorem Sebastianum Brandt wider durchsichtiget vnnd zum teyl gebessert.“	1516 年	Straßburg	Mattis Hüpfuff
7	„Der Richterlich Clagspiegel... Durch Doctorem Sebastianum Brandt wider durchsichtiget vnd mit mererm fleiß	1518 年	Straßburg	Johannes Knoblauch

77) 第 6～8 版、第 10 版、第 14 版、および第 18 版の題名は、Reitz (Fn. 26), S. 27f. の記述に依拠した。

	zum teyl gebessert.“			
8	„Der richterlich Clagspiegel... Durch Doctorem Sebastianum Brandt wider durch-sichtiget vnd mit mererm fleiß vō neüvem zum theil gebessert.“	1521 年	Straßburg	Martinus Flach
9	(vgl. 6)	1524 年	Hagenau	Paul Götze
10	„Der richterlich Clagspiegel. Eyn nutzlicher begriff, wie man...“ (vgl. 6)	1529 年	Hagenau	Wilhelm Seltz
11	(vgl. 6)	1529 年	Straßburg	(Martinus Flach)
12	(vgl. 6)	1530 年	Straßburg	(Martinus Flach)
13	(vgl. 6)	1532 年	Straßburg	(Martinus Flach)
14	„Der Richterlich Clagspiegel. Ein nutzbarlicher begriff, wie man...“ (vgl. 6)	1533 年	Straßburg	Johannes Albrecht
15	(vgl. 6)	1536 年	Nürnberg	(Wilhelm Seltz)
16	„Der Richterlich Clagspiegel. Ein nutzbarlicher begriff/Wie man setzen vnd formieren sol nach ordnung der Rechten eynde yede Clag/Antwurt/vnnd außsprechene Vrteylen. Gezogen auß Geystlichen vnd Weltlichen Rechten. Dadurch sich eynde yeder/er sey Clager/Antwörter oder Richter/in recht geschickt machē/das selb üben/brauchen/vnd dargegen vor vnrechter that/anfechtung/vnnd fürnemen verhüten mag. Durch Doctorem Sebastianum Brandt wider durchsichtiget/vñ mit mererm fleiß von newem züm teyl gebessert.“ ⁷⁸⁾	1536 年	Straßburg	Johannes Albrecht

78) この版の題名を記載するにあたって依拠したのは、ハイデルベルク大学附属図書館のホームページにて PDF 形式で公開されている 1536 年シュトラースブルク版である。次の URL から 2014 年 1 月 10 日に取得した。http://digi.ub.uni-heidelberg.de/diglit/drwrbrant1536

17	„Der richterlich Clagspiegel. Ein nutz- barlicher Begriff, wie man setzen vnnd formieren sol nach Ordnung der Rechten ein yede Clag, Antwort, vnd außsprechene Vrteilen. Gezogen auß Geistlichen vnd weltlichen Rechten. Dadurch sich ein yeder, er sey Clager, Antworten, oder Richter, in recht geschickt machen, das selb üben, brauchen, vnd dargegen vor vnrechter that, Anfechtung, vnnd fürnemen verhüten mag. Durch Doctorem Sebastianu [m] Brant, wider durch sichtiget, vnd mit mererm fleiß von newem zum Teyl gebessert“ ⁷⁹⁾	1538 年	Straßburg	Johannes Albrecht と Wendel Rihel
18	„Der Richterlich Clagspiegel. Ein nutzbarlicher begriff, wie man...“ (vgl. 6)	1542 年	Straßburg	Wendel Rihel と Goerg Messer- schmidt
19	(vgl. 6)	1550 年	Straßburg	Wendel Rihel と Goerg Messer- schmidt
20	(vgl. 6)	1553 年	Straßburg	Wendel Rihel と Goerg Messer- schmidt
21	(vgl. 6)	1560 年	Straßburg	(Wendel Rihel と Goerg Messer- schmidt)

③ 17 世紀の版

No.	題名	刊行年	出版地	版元
22	„Thesaurus (seu promptuarium) totius practicae iuris civilis et crimi- nalis. Das ist: Teudtscher Revocirter Richterlicher Klagspiegel: darinnen	1601 年	Frankfurt am Main	Nicolaus Bassaeus

79) この版は、一橋大学社会科学古典資料センターに所蔵（貴 A: 3579）されている。

	das gantze ius forense, was so wol an Obern als Untergerichten.../erstlich durch den Ehrenvesten und Hoch- gelehrten Herrn Sebastianum Brandt beyder Rechten Doctorn, und der Statt Straßburg gewesener Canz- lern/beschrieben. – vermehret, wie auch mit unterschiedlichen Tabulis gezieret. In drey Bücher getheilet“			
23	„Gerichtliche Schatzkammer/Das ist/ Newer Grundtvester Prozeß/unnd Richterlicher Klagspiegel/darinnen das gantze Gerichtliche Recht.. Erstlich durch den Ehrnvesten und Hochgelehrten Sebastian Brandt/ beyder Rechten Doctorem.. beschrieben...”	1611 年	Frankfurt am Main	Johann Dreuttel
24	(vgl. 23)	1612 年	Frankfurt am Main	Johann Dreuttel